生活安全局	二四一人	
刑事局	三七二人	
組織犯罪対策部	三四〇人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一四六人	
警備局	三〇八人	
外事情報部	二五〇人	外事情報部の定員を除く。
情報通信局	三三〇人	
計	二、三七六人	うち、一、三九二人は、警察官とする。
［略］		
合計	七、七九六人	うち、二、一四八人は、警察官とし、八一人は、皇宮護衛官とする。

附　則

2　次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分		期間	定員	備考
内部部局	長官官房	平成二十八年九月三十日までの間	四〇五人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	計	平成二十八年九月三十日までの間	二、三九二人	うち、一、四〇八人は、警察官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

生活安全局	二四一人	
刑事局	三七二人	
組織犯罪対策部	三四〇人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一四六人	
警備局	三〇八人	
外事情報部	二五一人	外事情報部の定員を除く。
情報通信局	三三〇人	
計	二、三七七人	うち、一、三九三人は、警察官とする。
［同上］		
合計	七、七九七人	うち、二、一四九人は、警察官とし、八一人は、皇宮護衛官とする。

附　則

2　［同上］

区分		期間	定員	備考
内部部局	長官官房	平成二十八年九月三十日までの間	四〇五人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	計	平成二十八年九月三十日までの間	二、三九三人	うち、一、四〇九人は、警察官とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

官庁報告

官庁事項

内閣は、財政法第46条第2項の規定によって、平成27年度における予算使用の状況（平成27年度出納整理期間を含む。）を次のとおり報告する。

平成27年度予算使用の状況（財務省平成27年度出納整理期間を含む。調査）

1．一般会計

(1)　概要

平成27年度第4・四半期中（出納整理期間を含む。以下同じ。）における収納済歳入額は、45,023,184,874千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、28,020,727,226千円であり、収納済歳入額が支出済歳出額を超過する額は、17,002,457,648千円である。

また、平成27年度における収納済歳入額は　102,175,307,122千円
である。これに対して同年度における支出済歳出額は　98,230,324,099千円
であって、差引き　3,944,983,023千円
の剰余を生ずる。

上記の剰余金3,944,983,023千円には、平成26年度までに発生した剰余金の使用残額　45,017,450千円
が含まれているので、差引き、平成27年度新規発生剰余金は　3,899,965,572千円
となる。

この新規発生剰余金から、平成28年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額　3,591,915,526千円
を控除した額　308,050,045千円
が繰越歳出予算財源控除後の平成27年度新規発生剰余金となる。